

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループでは、コーポレート・ガバナンスは、業績の向上と経営基盤の安定、迅速な事業活動の展開等を行うことはもちろん、経営の意思決定と執行における透明性・公正性の確保、コンプライアンスの徹底に向けた監視・監督機能の強化を進め、適時適切な会社情報の開示を通じて、株主、お客さまを始め、取引先、地域社会、従業員等個々の利害関係者と、長期安定的に良好な関係を築くために不可欠なものと考え、経営上の最重要課題のひとつとして、より一層の充実に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	151,200	4.93
株式会社北陸銀行	146,746	4.78
麒麟麦酒株式会社	138,310	4.51
株式会社ジーエスシー	101,870	3.32
ハチバン取引先持株会	96,196	3.14
日清製粉株式会社	95,100	3.10
三井住友信託銀行株式会社	72,200	2.35
大和産業株式会社	68,600	2.24
株式会社新生銀行	59,600	1.94
後藤四郎	53,210	1.73

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

上記【大株主の状況】は、平成29年3月20日現在の株主名簿を基準として、平成29年5月25日に実施した第三者割当による自己株式処分後の状況を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	小売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
石川正則	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石川正則			当社との間に特別な利害関係はなく、当社の経営陣から著しいコントロールを受ける者ではなく、また同じく経営陣に対してコントロールを及ぼしうる者でもなく、一般株主と利益相反関係が生じるおそれがないものと判断されるので、独立役員に指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、会計監査人による監査に立ち会うとともに適宜連携を図り、定期的に行われる監査役会において、監査に関する重要事項について協議を行っております。

また、監査役は、内部監査部門所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとしており、監査役から監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役、内部監査部門長等の指揮命令を受けないものとしております。

内部監査部門は、監査結果を社長ならびに常勤監査役に報告しております。

また、監査役への報告を行った当社および子会社の役員に対し、当該報告をしたことを理由とした不利な取扱いを行わない旨を定めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
蘭森成輝	他の会社の出身者														
都築一隆	公認会計士														
岩本太加司	他の会社の出身者														
渡邊俊市	他の会社の出身者														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
蘭森成輝			他社の常勤監査役として培ってきた豊富な知識およびビジネス経験等を当社監査体制に反映していただけるものと判断しての選任であります。 なお、同氏は、当社の経営陣から著しいコントロールを受ける者ではなく、また同じく経営陣に対して著しいコントロールを及ぼしうる者でもなく、一般株主と利益相反関係が生じるおそれがないものと判断されるので、独立役員に指定いたしました。

都築一隆		公認会計士としての豊富な経験が適正な監査の実施に資するものと判断しての選任であります。 なお、同氏は、当社の経営陣から著しいコントロールを受ける者ではなく、また同じく経営陣に対して著しいコントロールを及ぼしうる者でもなく、一般株主と利益相反関係が生じるおそれがないものと判断されるので、独立役員に指定いたしました。
岩本太加司		司法警察官出身であり、公正に当社が社会において果たす役割を認識し、取締役の職務の執行が妥当なものであるかどうかを監督するに適任であると判断しての選任であります。 なお、同氏は、当社の経営陣から著しいコントロールを受ける者ではなく、また同じく経営陣に対して著しいコントロールを及ぼしうる者でもなく、一般株主と利益相反関係が生じるおそれがないものと判断されるので、独立役員に指定いたしました。
渡邊俊市		他社における豊富な知識やビジネス経験等を当社監査体制の充実・強化に反映していただけるものと判断しての選任であります。 なお、同氏は、当社の経営陣から著しいコントロールを受ける者ではなく、また同じく経営陣に対して著しいコントロールを及ぼしうる者でもなく、一般株主と利益相反関係が生じるおそれがないものと判断されるので、独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	5名
--	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

業績に応じ役員賞与を支給することがあります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の年間報酬総額 129,098千円

- 上記の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 上記の支給額には、平成29年6月15日開催の第47期定時株主総会決議による役員賞与支給額が、以下のとおり含まれております。
取締役 7名 23,500千円(うち社外取締役 1名)

3. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月15日開催の第37期定時株主総会において年額180,000千円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

1. 社外取締役への情報伝達は、管理部(総務担当)が行っております。
2. 社外監査役への情報伝達は、常勤監査役から行われるほか、監査役の指示により管理部(総務担当)が行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役制度を採用しており、取締役会と監査役会により業務執行の監督および監視を行っております。

取締役会は取締役7名(うち社外取締役1名)で構成され、当社の経営戦略・事業計画の執行に関する最高意思決定機関として、毎月1回の開催に加え、必要に応じて随時開催されております。取締役会では、法令・定款に定められた事項に限定せず、幅広い決議事項・報告事項を議案とし、実質的に最高意思決定機関として機能しております。また、その意思決定の迅速化・経営体制の充実強化の一環として、常勤取締役および執行役員からなる、原則として毎週開催する定例会議において、業務執行に関しての経営課題や問題意識の共有、迅速な問題解決にあっております。

監査役会は、監査役4名(全員が社外監査役)で構成されております。監査役は取締役会その他重要な会議に出席し、取締役の業務執行を監視するとともに、社長ほか時機に応じて各担当取締役および重要な使用人との情報交換を随時行い、経営課題・問題を共有するほか、さまざまな角度から経営をモニターし、取締役の業務執行に対して厳正に対応しております。

当社の内部統制システムといたしましては、社長直轄の社長室が内部監査機能を持ち、専従者(1名)が年間を通じて必要な内部監査を実施しております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は福原正三(監査年数1年)、石田勝也(監査年数7年)であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。期中・期末の監査に加え、社長、監査役との意見交換や、必要に応じて内部監査書類の閲覧や内部監査担当者からの聴取なども行い、正確な監査を受けております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他8名であります。なお、同監査法人およびその業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

なお、当社は平成29年6月15日開催の第47期定時株主総会において、新日本有限責任監査法人に代えて、新たに太陽有限責任監査法人を会計監査人に選任しました。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営戦略・事業計画の執行に関する最高意思決定機関としての機能を持つ取締役会に対する監視機能は、社外取締役1名、社外監査役4名による監査役会による独立した立場からの経営への監督・助言によって、十分に機能する体制が整っているものと判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算日は3月20日であるため、株主総会は6月中旬の開催としております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ(http://www.hachiban.co.jp)において掲載している情報は、決算短信(四半期を含む)、有価証券報告書(四半期を含む)、事業報告、適時開示資料などであります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	取締役執行役員社長室長をIR担当取締役とし、管理部(経営企画)をIR担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	行動基準に各ステークホルダーの皆様の尊重について定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、当会社の業務の適正を確保するための体制を整備する。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役および使用人(以下、役職員という。)の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任および企業倫理を果たすため、コンプライアンス・ポリシー(行動基準)を定め、それを全役職員に周知徹底させる。
- (2) 管理部をコンプライアンス担当部門とし、コンプライアンスの取り組みを全社横断的に統括する。内部監査部門は、管理部と連携して、コンプライアンスの状況を監査する。
- (3) コンプライアンス担当部門は、定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、実施する。役職員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布を行うこと等により、役職員のコンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
- (4) 内部通報制度による不正行為等の早期発見、是正に務め、通報者に対して情報提供を理由とした不利益な処遇は一切行わない。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行にかかる、重要な意思決定および取締役に対する報告に関する情報は、文書または電磁的媒体(以下、文書等という。)に記録し、保存する。
- (2) これらの文書等の作成、保存、閲覧および廃棄等は、文書管理規程その他の社内規程の定めるところに従い適切に行う。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理担当役員を置き、リスク管理を統括する部門を設置する。リスク管理担当部門は、リスク管理規程を定め、リスク管理体制の構築および運用を行う。
- (2) コンプライアンス、安全衛生、労働衛生、環境、災害、品質、情報セキュリティ、海外進出先でのカントリーリスク等、各事業部門は、それぞれの部門に属するリスクの管理を行う。各事業部門の長は、定期的にリスク管理の状況を取締役に報告する。
- (3) 新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者および担当部門を定める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに業績目標を明確化し、かつその評価方法を明らかにするものとする。
- (2) ITの活用、意思決定プロセスの簡素化等により、意思決定の迅速化を図るとともに、重要な事項については、経営会議体を設置して合議制により慎重な意思決定を行う。

5. 会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ・コンプライアンス・ポリシーを定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
- (2) 子会社管理の担当部署を置き、子会社管理規程を定め、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。また、各グループ会社の経営成績、子会社の取締役等の職務執行に係る事項、その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
- (3) リスク管理担当部門はグループ全体のリスクの評価および管理の体制を適切に構築し、運用する。
- (4) グループ内取引の公正性を保持するため、グループ内取引規程を策定する。グループ内取引については、必要に応じてコンプライアンス担当部門が審査する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役は、使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
- (2) 監査役から監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役からの指揮命令を受けないものとする。

7. 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社および子会社の役職員は、会社に重大な損失を与える事項が発生したまたは発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。
- (2) 事業部門を担当する取締役は、監査役会と協議のうえ、定期的または不定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告するものとする。
- (3) 監査役は、必要に応じて業務執行に関する報告、説明または関係資料の提出を当社および子会社の役職員に求めることができる。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
- (2) 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。
- (3) 監査役への報告を行った当社および子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由とした不利な取扱いには行わない。
- (4) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、所定の手続に従い、これに応じる。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および子会社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制の整備および運用する体制を構築するとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行う。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制

- (1) 暴力団排除条例に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な発展を阻害する反社会的勢力に対しては、断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断し、不当な要求は拒絶する。
- (2) コンプライアンス・ポリシー(行動基準)の反社会的勢力への対応条項に基づき、社内への周知徹底と実行力のある体制整備の維持・向上に取り組む。

< 内部統制システムの整備状況 >

常勤の取締役および執行役員からなる定例会議を原則として毎週開催し、経営の意思決定の迅速化・経営体制の充実強化のため、業務執行に

関しての経営課題や問題意識の共有、迅速な問題解決にあっております。これは、変化の激しい当社グループの経営環境に対応し続けるためと、経営資源の有効活用のため、当社グループの企業規模と実状を踏まえた上での最適な体制であると考えております。

通常的意思決定については、稟議制度により、業務分掌規程および職務権限規程に従って行っております。

内部監査部門は社長直轄の組織である社長室に所属し、店舗、工場ほか社内各部門に対して監査を実施しております。監査結果については、社長ならびに常勤監査役に報告するほか、必要に応じて被監査部門へ改善指導を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

< 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方 >

1. 暴力団排除条例に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な発展を阻害する反社会的勢力に対しては、断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断し、不当な要求は拒絶する。
2. コンプライアンス・ポリシー(行動基準)の反社会的勢力への対応条項に基づき、社内への周知徹底と実行力のある体制整備の維持・向上に取り組む。

< 反社会的勢力排除に向けた整備状況 >

1. 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

対応統括部署 管理部
不当要求防止責任者 管理部長

2. 外部の専門機関との連携状況

警察への通報、弁護士等への相談を機動的に行えるように、専門機関と緊密に連携し、対応できる体制を構築しております。

3. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

管理部に反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的に管理する体制としております。

4. 対応マニュアルの整備状況

行動基準に反社会的勢力との基本姿勢について定めるとともに、適宜、リスク管理規程、事故対策規程、具体的な対応マニュアル等に定めております。

5. 研修活動の実施状況

行動基準は全社員に配布する手帳に記載するほか、全事業所にこれを掲示し、適宜、社内研修や職位別会議において研修を実施しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

社外取締役(1名)および社外監査役(4名)全員と当社との人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。社外取締役および社外監査役を選任するための当社からの独立性に関しましては、経営者や特定の利害関係者との関連がなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがない候補者を選任する方針としておりますが、特に明確な基準はありません。

